

出張労働相談会

出張労働相談会 in 名護市

名護市後援

- 【内 容】 無料の労働相談会を名護中央公民館で開催します。男女問わず労働者、雇用主の働くうえでの悩みや労働問題について、社会保険労務士が双方の立場で解決に向けてのアドバイスや情報提供を行います。
- 【日 時】 2025年7月17日(木)10:00～16:00 **要予約**
- 【場 所】 名護中央公民館 研修室4(名護市港2-1-1)
- 【対 象】 在職者、求職者、雇用主(男女問わず)
- 【定 員】 5名程度



与那原町で開催された出張労働相談会の様子

労働相談 Q & A

テーマ 有給休暇の通勤手当支払いについて

Q 正規社員として勤務して3年になりますが、有給休暇を消化するために1か月休み、先月退職しました。退職日の翌日に賃金が振込されていたのですが、通勤手当が計算に入っていませんでした。通勤手当は毎月定額で支給されていました。これまで有給休暇で休んでも、通勤手当が減額されることはなかったのですが、このような場合通勤手当も請求できるのでしょうか。

A 通勤手当は、法律上の定めではありませんので、必ず年次有給休暇を取得した日について通勤手当を支払わなければならないということではありません。本来、通勤手当には、実費弁償的な性格があるからです。ですから、年次有給休暇を取得した日について、通勤手当が支払われなかったとしても、年次有給休暇を取得したために通勤費用がかかっていないこととなりますので、支払われなくても違法とはいえません。

就業規則等で、「通勤手当は、実際に出勤した日についてのみ支給する」「〇日以上出勤しない場合は通勤手当を減額または支払わない」と定めていれば、通勤手当が支払われないこともあります。また、就業規則に定めがない場合は、通常賃金（通勤手当も含めた額）を支払うことになります。

休暇の際の通勤手当については、どのような条件で決められているのかを確認してください。

POINT

- 通勤手当は会社によって定め方が異なりますので、規程内容を確認しましょう。
- 年次有給休暇の賃金について、各社の就業規則では一般的に、次の3つの方法で定められています。有給休暇の賃金については、
 - ① 平均賃金で支払う
 - ② 健康保険法の標準報酬日額で支払う
 - ③ 所定労働時間労働した場合に支払われる通常の賃金で支払う
- 就業規則の規程が①と②で定められている場合は、月の賃金の中に「通勤手当」が含まれていますので、通勤手当を支払う必要はありません。ただし③の、通常賃金で支払う場合は減額しないで通勤手当を含めて支払う必要があります。



無料労働相談のご案内

賃金未払い・突然の解雇

育児・介護休業・休めない

パワハラ・セクハラなど

働く人と雇用する側の労働問題に男女問わずアドバイス！

当センターでは社会保険労務士が、労働者、雇用主または家族からの相談に対し、労働者、雇用主、双方の立場で解決に向けてアドバイスや、情報提供を、男女問わず行います。

また、外国人労働者の方や支援者の方、使用者の方からの相談も受け付けております。(日本語のみ)

We also accept consultations from foreign workers, supporters and employers. (Japanese only)

どうぞお気軽にお問い合わせください。

● センターにはこのような相談が寄せられています。

- 「労働契約書」「雇用契約書」は必ず交わさなければいけない？
- 契約は昼勤だったのに夜勤まで強いられるようになったが時給が変わらない。
- パート勤務ですが社長から有給休暇は無いと言われた・・・
- 契約期間内にやめたら違約金を払わなくてはいけない？
- 現在専業主婦の私。仕事をすると扶養手当が無くなり損をすると聞いたけど本当？
- 産前産後や育児休暇は非正規雇用者でも請求できますか？・・・など

電話相談専用
フリーダイヤル

0120-610-223

9:00～17:00 月～金(土日祝休み)

対面相談

098-941-4750

※要予約 9:00～16:00 月～金(土日祝休み)

あなたの“働く”を応援

YELL

エール

TAKE FREE

2025
7・8月号
vol.17

- Wordセミナー
- Excelセミナー
- PowerPointセミナー
- キャリアアップセミナー
- 労働関係セミナー
- 企業向け講座



詳しくは中・裏面でチェック！

沖縄県女性就業・労働相談センター

◎ 沖縄県商工労働部 労働政策課委託業務 (公財) 沖縄県労働者福祉基金協会

働く女性
応援事業

● 電話相談専用フリーダイヤル
0120-633-993
9:00～17:00 月～金(土日祝休み)

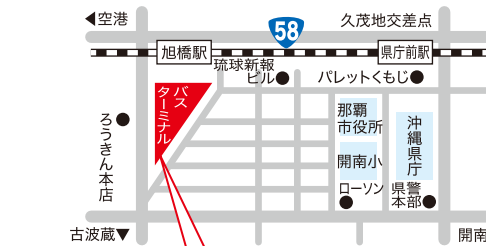
● 対面相談・セミナーのお申込み
098-863-1788
9:00～17:00 月～金(土日祝休み)
【対面相談/要予約】9:00～16:00

労働相談
事業

男性も
OK!

● 電話相談専用フリーダイヤル
0120-610-223
9:00～17:00 月～金(土日祝休み)

● 対面相談・セミナーのお申込み
098-941-4750
9:00～17:00 月～金(土日祝休み)
【対面相談/要予約】9:00～16:00



6階 グッジョブセンターおきなわ

WEBサイト

LINE

X

Instagram

Facebook



〒900-0021 那覇市泉崎1丁目20番1号 カフーナ旭橋A街区 6Fグッジョブセンターおきなわ内(那覇バスターミナル)
〈アクセス方法〉モノレール旭橋駅・那覇バスターミナルより直結 ※駐車料金は有料です。公共交通機関のご利用をおすすめします。

OWLCC

検索